

職場における熱中症対策の強化について

令和 7 年 6 月 1 日改正労働安全衛生規則施行

岩手労働局花巻労働基準監督署
安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

目的

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の死亡（重篤化）を防止する。

改正条文

労働安全衛生規則第612条の2（熱中症を生ずるおそれのある作業）（根拠：労働安全衛生法第22条）

第1項

事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が**熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑い**があることを当該作業に従事する他の者が**発見した場合**にその旨を**報告させる体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、**当該体制の周知**させなければならない。

第2項

事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの**離脱、身体のコリ、必要に応じて医師の診察又は措置を受けさせること**その他**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順**を定め、当該作業に従事する者に対し、**当該措置の内容及びその実施に関する手順**を周知させなければならない。

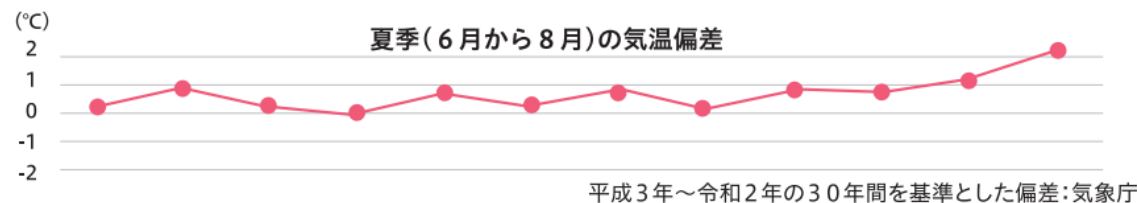
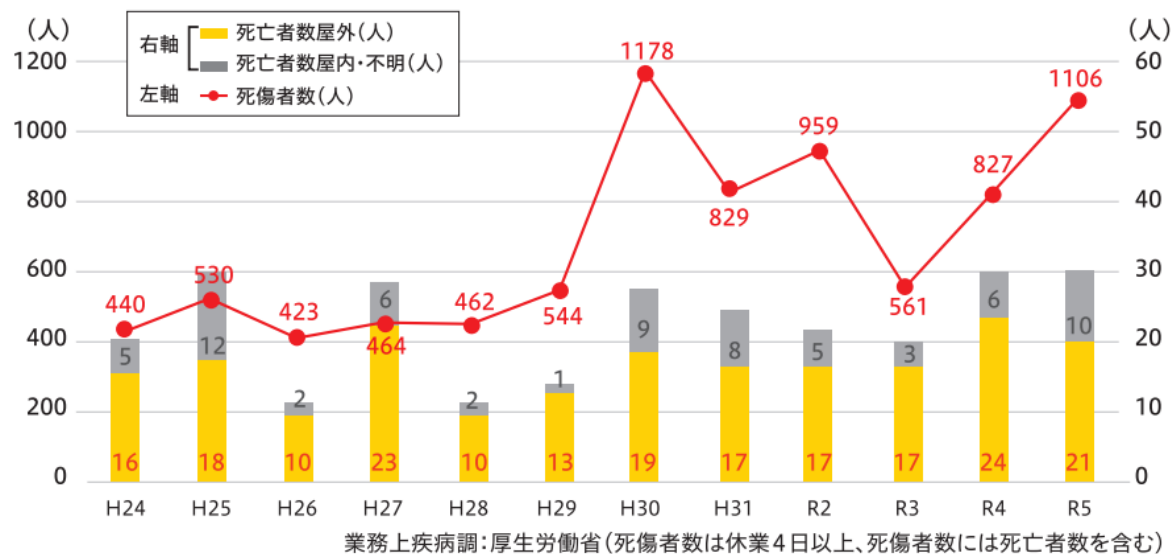
職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

背景

死亡災害が2年連続で30人レベルであり、減少傾向がみられない

労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にある

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

早急に求められる対応

死亡災害のほとんどが**初期症状の放置、対応の遅れ**

現場において**死亡に至らせない（重篤化させない）**ための適切な対策の実施が必要

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容



職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

基本的な考え方

見つける

- ▶ 責任者等による職場の巡視
- ▶ 2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用
- ▶ ウェアラブルデバイス（熱中症感知用の身体に装着する装置）を用いたリスクの管理
- ▶ 責任者・労働者双方向での定期連絡

判断する

- ▶ 帰宅後、時間が経ってから症状が悪化することがあるため、回復の判断は慎重に行う
- ※体調急変時の連絡体制や対応
（具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する、事業者側から様子を伺うための連絡を取る等）を、事業場の実情を踏まえて、あらかじめ定める

対処する

- ▶ 作業着を脱がせて水をかける
 - ▶ 涼しい休憩所に避難させる
 - ▶ ミストファンを当てる
⇒身体のコリ
- ※容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがある作業者を一人きりにすることなく、他の作業者等が見守る

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

義務化された内容

報告体制の 整備

作成例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者

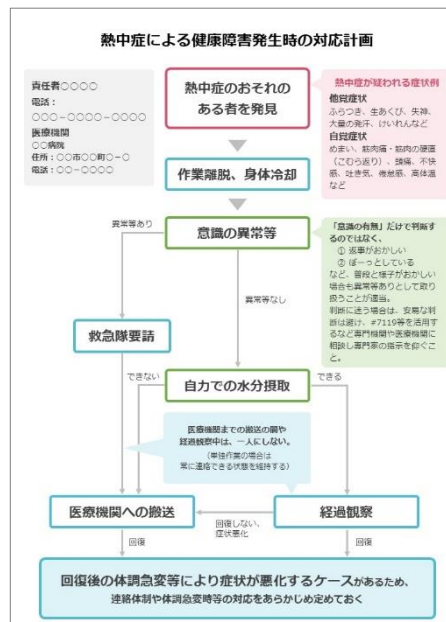
現場代理人 花巻 太郎
(〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

代理

監理技術者 花巻 花子
(〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

初期対応手順 の作成

作成例



- ▶ 花巻署HP「熱中症予防対策」に報告体制・対応手順の作成例を公開しています。
- ▶ あくまで参考例であるので、現場の実情にあった内容にしましょう。
- ▶ そのうえで、関係者に周知を行いましょう。

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

義務化対象の作業

労働安全衛生規則第612条の2

第1項

事業者は、**暑熱な場所**において**連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**を行うときは、（中略）**発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制の周知させなければならない。**

第2項

事業者は、**暑熱な場所**において**連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**を行うときは、（中略）**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。**



「**WBGT値28度以上**又は**気温31度以上**」の環境下で、

「**連続1時間以上**又は**1日4時間**を超えて実施が見込まれる作業」

- ・ 定常作業、非定常作業を問わない。
- ・ 「暑熱な場所」に該当するか否かは、原則、湿球黒球温度又は、気温を実測して判断。通風のよい屋外作業については、天気予報、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等で判断することも可能。
- ・ 「熱中症を生じるおそれのある作業」に該当しない場合であっても、作業強度や着衣の状況によって、熱中症のリスクが高まることから、改正省令に準じた対応が必要。

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

建設業での 注意点

措置義務者

基本的に個々の事業者に対して措置義務が課せられる。

建設現場でみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者いずれにも措置義務が生じる。

周知

各事業者が共同で一つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージ等）、メールでの送付、文書の配布など

対象となる者

「当該作業に従事する者」とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むこととされているため、**一人親方や中小事業主も対象**となる。

交通誘導員は、下請けにはならないが、同一工事現場内で仕事を行う労働者であるため、事業者間で十分に協議し対応を決めることが望ましい。

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

関係条文の解釈

労働安全衛生規則第606条（温湿度調整）の「暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるもの」には、屋内作業場であって、改正省令の「熱中症を生ずるおそれのある作業」が含まれる。

第606条（温湿度調節）

事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第614条（有害作業場の休憩設備）の「著しく暑熱、寒冷又は多湿の・・・休憩の設備を設けなければならない。」において、休憩設備を設ける場合には、直射日光を遮る、冷房設備を設置する、ミストファンを使用する等により、休憩設備の内部の温室度を低下させる措置を講じることが望ましい。

第614条（有害作業場の休憩設備）

事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

関係条文の解釈

労働安全衛生法第59条第1項（安全衛生教育）、労働安全衛生法第60条（職長教育）について、教育事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれる。

第59条（安全衛生教育）

- 1 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第35条（雇入れ時等の教育）

- 1 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

七 **事故時等における応急措置及び退避に関すること。**

第60条（職長等の安全衛生教育）

- 1 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。

労働安全衛生規則第40条（職長等の教育）

法第六十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

二 **異常時等における措置に関すること。**

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

罰則

第119条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、**六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金**に処する。

- 一 第十四条、**第二十条から第二十五条まで**、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項**の規定に違反した者**
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取組

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実施できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安(℃)	
		暑熱順化者のWBGT基準値(℃)	暑熱非順化者のWBGT基準値(℃)
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と脚の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び脚の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷重及び手押し車を 押し引きしたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認



2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の監視

4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日改正）

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」熱中症予防対策プランのご案内

熱中症予防対策に係る機器や装置の導入、工事の施工等に用する経費が補助されます

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の <u>高齢労働者（60歳以上）</u> が常時1名以上就労していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
熱中症予防対策プラン ➡ 詳細は 4 ページ	・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	

詳細はこちらから
ご確認いただけます



職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入
→ 屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。
(温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。
例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)
【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】
 - ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
 - ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)**【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】**
 - ・ アイススラリを冷やすための専用の冷凍ストッカー
(-20℃程度のもの、最大は400Lまで)
※アイススラリ、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)
- ◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）

